

健保点数表における第1章第2部「入院料等」の第1節「入院基本料」に示される各種加算の取扱い

病棟区分	1.30倍、1.01倍できるもの	健保点数	1.30倍、1.01倍できないもの	健保点数
一般病棟入院基本料	看護必要度加算 1	55点	14日以内の期間の加算	450点
	看護必要度加算 2	45点	15日以上30日以内の期間の加算	192点
	看護必要度加算 3	25点	救急・在宅等支援病床初期加算(14日限度)	150点
	一般病棟看護必要度評価加算	5点	A・D・L維持向上等体制加算(14日限度)	80点
療養病棟入院基本料	褥瘡評価実施加算	15点	救急・在宅等支援療養病床初期加算(14日限度)	150点 又は300点
	慢性維持透析管理加算	100点		
	在宅復帰機能強化加算	10点		
結核病棟入院基本料			14日以内の期間の加算	400点
			15日以上30日以内の期間の加算	300点
			31日以上60日以内の期間の加算	200点
			61日以上90日以内の期間の加算	100点
精神病棟入院基本料	重度認知症加算	300点	14日以内の期間の加算	465点
	精神保健福祉士配置加算	30点	15日以上30日以内の期間の加算	250点
			31日以上90日以内の期間の加算	125点
			91日以上180日以内の期間の加算	10点
			181日以上1年以内の期間の加算	3点
特定包括病院 入院基本料	重度認知症加算	300点	救急支援精神病棟初期加算(14日限度)	100点
	看護必要度加算 1	55点	一般病棟14日以内の期間の加算	712点
	看護必要度加算 2	45点	一般病棟15日以上30日以内の期間の加算	207点
	看護必要度加算 3	25点	A・D・L維持向上等体制加算(14日限度)	80点
			結核病棟30日以内の期間の加算	330点
			結核病棟31日以上90日以内の期間	200点
			精神病棟14日以内の期間の加算	505点
			精神病棟15日以上30日以内の期間の加算	250点
			精神病棟31日以上90日以内の期間の加算	125点
			精神病棟91日以上180日以内の期間の加算	30点
専門病棟入院基本料	看護必要度加算 1	55点	精神病棟181日以上1年以内の期間の加算	15点
	看護必要度加算 2	45点	14日以内の期間の加算	512点
	看護必要度加算 3	25点	15日以上30日以内の期間の加算	207点
	一般病棟看護必要度評価加算	5点	A・D・L維持向上等体制加算(14日限度)	80点
療養看護等 入院基本料			14日以内の期間の加算	312点
			15日以上30日以内の期間の加算	167点
有床診療所 入院基本料	夜間緊急体制確保加算	15点	有床診療所一般病床初期加算(7日限度)	100点
	医師配置加算 1	88点	看護取り加算	1000点 又は2000点
	医師配置加算 2	60点		
	看護配置加算 1	40点		
	看護配置加算 2	20点		
	夜間看護配置加算 1	85点		
	夜間看護配置加算 2	35点		
	看護補助配置加算 1	10点		
	看護補助配置加算 2	5点		
	栄養管理実施加算	12点		
	有床診療所在宅復帰機能強化加算(15日以降)	5点		
有床診療所療養病床 入院基本料	褥瘡評価実施加算	15点	救急・在宅等支援療養病床初期加算(14日限度)	150点
	栄養管理実施加算	12点	看護取り加算	1000点 又は2000点
	有床診療所療養病床在宅復帰機能強化加算	10点		
算定方法	(入院基本料+加算点数) × 1.3		(入院基本料 × 1.3) + 加算点数	
	(入院基本料+加算点数) × 1.01		(入院基本料 × 1.01) + 加算点数	